

登米市病院事業公告第1号

登米市立米谷病院入院セット提供業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、登米市立米谷病院（以下「当院」という。）が、入院患者及びその家族の負担等の軽減を図るため、入院生活に必要となる病衣、タオル、おむつ、日用品等（以下「入院セット」という。）を提供する事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、その必要な手続き等について定めるものである。

2. 当院の概要

- ・病床数 49床
- ・1日平均入院患者数 33人（平成28年度実績）
- ・新入院患者数（延べ） 604人（平成28年度実績）

3. 条件

(1) 使用形態

運営事業者は、物品保管場所等として使用する部分について、登米市公有財産規則（平成17年4月1日規則第42号）に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用するものとする。

(2) 使用開始日

平成29年12月1日（金）以降の本稼働を予定。

(3) 使用許可期間

使用許可の期間は、許可日から1年間とする。

(4) 使用料

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び登米市公有財産規則（平成17年4月1日規則第42号）第26条に基づき算出した額を、当院が指定する方法により納入すること。

4. 要求内容

入院セット提供業務の運営に係る事業者の提案に対し、当院が求める基本 requirements 内容は次のとおりである。

(1) 物品保管場所

入院セットの在庫保管場所として、第2病棟における南側病棟及び北側病棟の倉庫（各約1㎡）を貸与する予定であるが、詳細は協議の上決定するものとする。

(2) 契約

事業者の責任において利用者と直接契約を交わすこと。

(3) 利用料金の支払い

利用料金は定められた時期に直接利用者に請求し、回収すること。

利用料金の支払い方法は、コンビニ、郵便局、銀行等で支払えるようにすること。また、口座振替や現金払いについても配慮すること。

利用料金の未収が発生した場合についても、事業者の責任において適切に対処すること。

(4) 入院セットの内容

入院セットの内容は次の表のとおりとする。

大分類	中分類	小分類	製品メーカーの指定	
タオル	タオル	バスタオル	/	
		フェイスタオル		
		タオルケット		
衣類	衣類	パジャマ・甚平タイプ		
		病衣・浴衣タイプ		
		介護用つなぎ		
		肌着		
紙オムツ	紙オムツ	パンツ式		(株)リブドゥコーポレーション製または、白十字(株)製とする。
		テープ式		(株)リブドゥコーポレーション製または、白十字(株)製とする。
		尿取パット		(株)リブドゥコーポレーション製または、白十字(株)製とする。
		平オムツ		(株)リブドゥコーポレーション製または、白十字(株)製とする。
	排泄ケア用品	使い捨てお尻拭き		
		泡洗浄料		
日用消耗品	口腔ケア用品	歯ブラシ	/	
		歯磨き粉		
		入れ歯ケース		
		入れ歯洗浄剤		
		マウススポンジ		
	日用消耗品 (個人用)	フタ付きコップ		
		吸い飲み		
		食事用エプロン		
		ガーグルベースン		
		ボックスティッシュ		
		スリッパ		
	日用消耗品 (共有品)	ボディーソープ		
		リンスインシャンプー		
		ミトン (クリーニング付)		
	<p>◎入院セットを構成する物品は、上記に掲げたものとし、次の3種類の入院セットとする。</p> <p>① Aセット : この表に掲げたすべての物品を含む入院セット</p> <p>② Bセット : Aセット中、バルーンカテーテル留置者や軽失禁対応で、紙オムツの使用が少ない方タイプ</p> <p>③ Cセット : この表の大分類に掲げた紙オムツを除いた入院セット</p>			

5. 参加資格等

本業務に関する公募型プロポーザルに参加する事業者は、公告日現在において次の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成17年4月1日告示第11号）及び登米市指名停止基準（平成20年3月27日告示第69号）に基づく指名停止中の企業及びこれに準ずる企業でないこと。また、登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日告示第227号）第3条に該当する企業でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないもの。
- (3) 次の各号に該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出したもの。
 - イ 会社更生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 宮城県内に事業者の本店又は支店（営業所）を有していること。
- (6) 宮城県内において3件以上の公的病院で入院セット提供を1年以上継続している者であること。

6. プロポーザルの日程

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 公告・実施要領等配布
(公募開始) | 平成29年9月12日（火）
登米市ホームページ（医療局）への掲載による。 |
| ① 参加申込書の受付期限 | 平成29年9月22日（金）
午後4時まで |
| ② 質問書受付期限 | 平成29年9月22日（金）
午後4時まで |
| ③ 質問書の回答 | 平成29年9月26日（火）
午後4時まで |
| ④ 提案書の提出期限 | 平成29年10月3日（火）
午後4時まで |
| (2) 提案説明会実施
(プレゼンテーション) | 平成29年10月5日（木） |
| (3) 選考結果通知 | 平成29年10月上旬を予定 |
| (4) 契約締結 | 平成29年10月上旬を予定 |

7. 参加申込

本事業のプロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記のとおり様式第1号「参加申込書」を提出してください。なお、期限までに提出がない場合は参加の意思が無いものとする。

- ① 提出書類
様式第1号「参加申込書」
- ② 提出部数
1部
- ③ 提出期限
平成29年9月22日（金）午後4時まで（必着）

※なお、提出可能時間は、平日の午前8時30分から午後4時までとする。

④ 提出方法

登米市立米谷病院事務局へ直接持参にて提出してください。郵送・電子メール等での提出は不可とする。

⑤ 提出先

宮城県登米市東和町米谷字元町200番地

登米市立米谷病院事務局 総務係

連絡先（電話） 0220-42-2007

（Fax） 0220-42-2395

電子メール iryomaiya@city.tome.miyagi.jp

8. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問については、様式第2号「質問書」を提出してください。口頭による質問は受けません。

① 提出期限

平成29年9月22日（金）午後4時まで（必着）

② 提出方法

前項⑤の提出先宛てにFAXで提出すること。また、電子メールでの提出も可とする。なお、FAX送付後及び電子メール送信後、電話による確認連絡をすること。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成29年9月26日（火）午後4時までにFAX又は電子メールにて全参加申込事業者に対し回答します。なお、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなします。

9. 提案書の提出書類及び提出期限等

提案書の提出については、次のとおりとする。なお、企画提案に当たっては、利用者の利便性を確保するため、随時、受付・提供が可能で、利用者にとって利用しやすい方法を提案すること。また、病院職員の負担を軽減するという視点をふまえて提案すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式第3号）

イ 会社概要（様式第4号）

ウ 公募型プロポーザル企画提案書（様式第5号、任意様式でも可）
（各項目について提案すること）

項目	評価視点
実績	宮城県内における他院での運営実績
導入体制	業務工程や在庫・申込管理
利便性	利用者が利用しやすいか、利用料金は妥当か

負担軽減	病院職員の業務負担軽減につながるか
安全体制	安全体制や苦情処理体制が確保されているか
独自性	システムの特徴、アピールポイント
その他	その他特記したい事項

エ 見積書（任意様式とし、セット各々の単価（消費税込）を見積もること。）

- (2) 提出期限
平成29年10月3日（火）午後4時まで（必着）
- (3) 提出方法
提案書は1案のみとし、直接持参にて提出してください。その他の方法での提出は不可とします。また、提出できる時間は、平日の午前8時30分から午後4時までとします。
- (4) 提出物の形態及び部数
 - ① 提案書の正本表紙には、社名及び代表者名を記載し押印すること。また、副本には会社名が判別できないよう、全ページにおいて社名等の記載は行わないこと。
 - ② 提出書類は、原則A4版（折り込み可）・縦型・横書・左綴じで作成し、ページ番号を付与すること。
 - ③ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）
- (5) 提案のための費用負担
提案書類等の作成・提出等プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 登米市病院事業からの疑義照会
提出のあった提案書の内容について、必要に応じて、登米市病院事業から疑義照会や追加資料の提出要求等を行うことがある。
- (7) 提案書の取り扱い
 - ① 提案書類について、提出後の追加及び変更は一切認めない。
 - ② 提出された提案書等は、一切返却いたしません。
 - ③ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することがある。
 - ④ 提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分があることが考えられることから、原則公開しないものとするが、登米市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟の如何によっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密など、公開されることにより提案事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずること。

10. 事業者の選定

- (1) 選定委員会
事業者の選定は、「登米市立米谷病院入院セット提供業務に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行うものとする。
- (2) 審査基準
審査の基準等については、審査委員会が定めるものとする。
- (3) プレゼンテーション
提出のあった書類に基づいてプレゼンテーションを行っていただきます。
開催日：平成29年10月5日（木）、※詳細については対象者に別途通知します。なお、所要時間は、1社当たり、説明20分、質疑応答10分の合計30分以内とする。
- (4) 事業者候補者の選定

提案書及びプレゼンテーション内容について、基準に基づき審査を行い、最も評価が高かったものを事業者の第一候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、決定次第速やかに提案者全員に文書で通知します。ただし、審査結果についての問い合わせには一切応じません。

1 1. 失格事項

提出書類、添付書類に虚偽又は重大な過失があったときは失格とする。

1 2. 契約方法

第一候補者と契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結する予定。なお、第一候補者との協議において、両社が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うこととする。

契約手続き及び契約書は、登米市財務規則の定めるところによる。また、登米市病院事業は、契約締結後においても事業者の本要領における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。